

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-185522

(P2005-185522A)

(43) 公開日 平成17年7月14日(2005.7.14)

(51) Int.Cl.⁷

A 6 1 B 1/00

G 0 2 B 23/24

F I

A 6 1 B 1/00

G 0 2 B 23/24

3 3 O B

A

テーマコード (参考)

2 H 0 4 O

4 C 0 6 1

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2003-430783 (P2003-430783)

(22) 出願日 平成15年12月25日 (2003.12.25)

(71) 出願人 000005430

フジノン株式会社

埼玉県さいたま市北区植竹町 1 丁目 3 2 4
番地

(74) 代理人 100095957

弁理士 亀谷 美明

(74) 代理人 100096389

弁理士 金本 哲男

(74) 代理人 100101557

弁理士 萩原 康司

(72) 発明者 大谷津 昌行

埼玉県さいたま市北区植竹町 1 丁目 3 2 4
番地 富士写真光機株式会社内

Fターム(参考) 2H040 DA56 DA57

4C061 FF42 FF43 JJ06

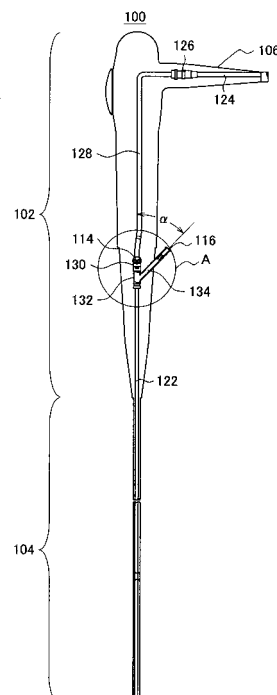
(54) 【発明の名称】 内視鏡、及び内視鏡の管路構造

(57) 【要約】

【課題】 処置具を使用中でも、送水された洗浄液が処置具導入口側に逆流することなく、十分に挿入部側に送液することの可能な内視鏡を提供する。

【解決手段】 体腔内に挿入される挿入部 104 と、この挿入部の湾曲操作等を行う操作部 102 とを備える内視鏡 100 であって、挿入部に配設される処置具挿通用管路 122 と、操作部に配設される処置具導入口 114 から延出され、処置具挿通用管路に接続される処置具導入用管路 130 と、操作部に配設される送液口 116 から延出される送液用管路 134 と、を備える内視鏡において、送液用管路は、処置具導入用管路より操作部の先端側で処置具挿通用管路へ接続され、かつ送液用管路の送液方向が処置具挿通用管路の先端側に向かう方向に対して鋭角をなしていることを特徴とする。

【選択図】 図 2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

体腔内に挿入される挿入部と、この挿入部の湾曲操作等を行う操作部とを備える内視鏡であって、

前記挿入部に配設される処置具挿通用管路と、

前記操作部に配設される処置具導入口から延出され、前記処置具挿通用管路へ接続される処置具導入用管路と、

前記操作部に配設される送液口から延出される送液用管路と、を備え、

前記送液用管路は、前記処置具導入用管路より前記操作部の先端側で前記処置具挿通用管路へ接続され、かつ前記送液用管路の送液方向が前記処置具挿通用管路の先端側に向かう方向に対して鋭角をなしていることを特徴とする、内視鏡。 10

【請求項 2】

前記送液用管路は、前記処置具導入用管路と前記処置具挿通用管路の周方向に対して鋭角をなす角度で前記処置具挿通用管路と接続されていることを特徴とする、請求項 1 に記載の内視鏡。

【請求項 3】

体腔内に挿入される挿入部と、この挿入部の湾曲操作等を行う操作部とを備える内視鏡であって、前記挿入部に配設される処置具挿通用管路と、前記操作部に配設される処置具導入口から延出され、前記処置具挿通用管路へ接続される処置具導入用管路と、前記操作部に配設される送液口から延出される送液用管路と、を備える内視鏡の管路構造において、 20

前記処置具導入用管路より前記操作部の先端側で前記処置具挿通用管路へ接続され、かつ送液方向が前記処置具挿通用管路の先端側に向かう方向に対して鋭角をなしていることを特徴とする、内視鏡の管路構造。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、内視鏡及び内視鏡の管路構造の構成に関し、特に内視鏡の送液管路の構成に関する。

【背景技術】

【0002】

内視鏡は、一般に操作部に体腔内等へ挿入される挿入部が接続され、また操作部からコネクタ部等に接続するためのユニバーサルコードを引き出すことにより構成される。挿入部は、操作部への接続部から大半の長さを占める導入部と、この導入部の先端側に接続され、操作部からの遠隔操作により任意の方向に湾曲操作される湾曲部と、この湾曲部の先端側に接続され、被検体の画像を取り込む観察系、被検体に向けて照明光を発する照明系、先端部の先端側の汚れを洗浄するための送気／送水機構等の各種機能を有する先端部とを備える。なお、上記の導入部は、内視鏡の使用目的により、軟性部で構成される場合、硬性部で構成される場合、またはこれら両者の組み合わせで構成される場合がある。

【0003】

また、内視鏡の挿入部内には、鉗子等の処置具を誘導するための処置具挿通用管路が設けられている。また、この処置具挿通用管路は、操作部に備わる吸引用バルブと吸引用管路を介して接続させることにより、吸引用チャンネルとしても利用される。そこで、挿入部に備わる処置具挿通用管路と、操作部に備わる処置具導入口から延出される処置具導入用管路及び吸引用管路を接続するため、それらの間には、三方向に分岐した3つの通路を形成した三股状の連結用の分岐ブロック部材である分岐部が設けられている。 40

【0004】

内視鏡検査においては、観察像を明確に見えるようにするために、内視鏡の挿入部を体腔内に挿入した状態で、挿入部内に配設されたチャンネルを用いて被検査体への洗浄水の送水や、色素散布を行って微小な凹凸にコントラストをつけることが慣用されている。洗浄水送水や色素散布を行うために、専用の送液用チャンネルを装備したものも開発された 50

が、このような構成にすると、送液用チャンネルを設けた分、挿入部の径が太くなるという欠点があった。

【0005】

これを解決するために、上述の送液用チャンネルを設けずに、上記の吸引用管路の途中に洗浄液等を注入するための注入口を設けることにより、この注入口が吸引用管路を介して挿入部に備わる処置具挿通用管路に連通されて、吸引用チャンネルを送液に利用することができる内視鏡が開示されている（例えば、特許文献1を参照）。この特許文献1に開示されている内視鏡によれば、専用の送液チャンネルを用意しなくても送液や色素散布が可能になる。

【0006】

10

【特許文献1】特開平7-194521号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、上述の特許文献1に開示されている内視鏡10は、図6(a)に示すように、操作部12内に配設された吸引用管路14の途中の部位に洗浄液等を注入するための注入口16が設けられている。換言すると、挿入部18に備わる処置具挿通用管路20と、操作部12に備わる処置具導入口22から延出される処置具導入用管路24及び吸引用管路14を接続するための分岐部26が注入口16より挿入部側、すなわち操作部12の先端側に配置されることとなる。

20

【0008】

このため、注入口16から洗浄液等を送水すると、図6(b)に示すように、送水した洗浄液の一部が処置具導入用管路24側に送水されてしまう。このとき、処置具使用中の場合、注入口16から送水された洗浄液が処置具導入用管路24を逆流して処置具導入口22から漏れ出てしまう虞があり、挿入部18に備わる処置具挿通用管路20へ十分に洗浄液等が送水されない。

【0009】

そこで、本発明は、従来の内視鏡が有する上記問題点に鑑みてなされたものであり、本発明の目的は、処置具を使用中でも、送水された洗浄液が処置具導入口22側に逆流することなく、十分に挿入部側に送液することの可能な、新規かつ改良された内視鏡を提供することである。

30

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記課題を解決するために、本発明のある観点によれば、体腔内に挿入される挿入部と、この挿入部の湾曲操作等を行う操作部とを備える内視鏡であって、挿入部に配設される処置具挿通用管路と、操作部に配設される処置具導入口から延出され、処置具挿通用管路へ接続される処置具導入用管路と、操作部に配設される送液口から延出される送液用管路と、を備え、送液用管路は、処置具導入用管路より操作部の先端側で処置具挿通用管路へ接続され、かつ送液用管路の送液方向が処置具挿通用管路の先端側に向かう方向に対して鋭角をなしていることを特徴とする、内視鏡が提供される。

40

【0011】

このような構成とすることにより、処置具導入口から処置具を挿入して使用している最中でも、送水された洗浄液が処置具導入口から延出される処置具導入用管路を逆流して処置具導入口へ漏れ出ることを防止できるので、十分に挿入部側に送液することが可能になる。

【0012】

このとき、送液用管路は、処置具導入用管路と処置具挿通用管路の周方向に対して鋭角をなす角度で処置具挿通用管路と接続されていることとしてもよい。

【0013】

このような構成とすることにより、処置具導入口から処置具を挿入して処置具挿通用管

50

路へ挿通させる際に、送液用管路と処置具挿通用管路との接続部位の内側に形成される凹部に処置具が引っかかることによる作業効率の低下を防止できる。

【0014】

また、上記課題を解決するために、本発明の別の観点によれば、体腔内に挿入される挿入部と、この挿入部の湾曲操作等を行う操作部とを備える内視鏡であって、挿入部に配設される処置具挿通用管路と、操作部に配設される処置具導入口から延出され、処置具挿通用管路へ接続される処置具導入用管路と、操作部に配設される送液口から延出される送液用管路と、を備える内視鏡の管路構造において、処置具導入用管路より操作部の先端側で処置具挿通用管路へ接続され、かつ送液方向が処置具挿通用管路の先端側に向かう方向に対して鋭角をなしていることを特徴とする、内視鏡の管路構造が提供される。

10

【発明の効果】

【0015】

以上説明したように本発明によれば、処置具を使用中でも、送水された洗浄液が処置具導入用管路を伝って処置具導入口側に逆流して処置具導入口から洗浄液等が漏れ出すことなく、十分に挿入部側に送液することの可能な内視鏡を提供できるものである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0016】

以下に添付図面を参照しながら、本発明の好適な実施の形態について詳細に説明する。なお、本明細書及び図面において、実質的に同一の機能構成を有する構成要素については、同一の符号を付することにより重複説明を省略する。

20

【0017】

まず、内視鏡の全体構成について図面を用いて説明する。図1は、本発明の第1の実施の形態に係る内視鏡100の全体構成図である。内視鏡100は、操作部102を有し、この操作部102には、患者の体内に挿入される挿入部104が連設されている。また、操作部102からは、光源装置等と接続するためのコネクタ部（図示せず）に接続するためのユニバーサルコード106が引き出されている。

【0018】

挿入部104は、操作部102への連設部からの大半は、導入部108であり、この導入部108の先端には、湾曲部110が、この湾曲部110の先端には、観察機構や送気・送水機構等の内蔵物が備わる先端部112が順次連結されている。湾曲部110は、先端部112を所望の方向に向けるために設けられるものであり、操作部102における手元操作で湾曲操作可能となっている。

30

【0019】

操作部102の先端側には、鉗子やスネア等の処置具を挿入して挿入部104内へ導入するための処置具導入口114が設けられている。さらに本実施の形態の内視鏡100では、内視鏡検査時に挿入部104を介して被検査体への洗浄水の送水や、色素散布を実行するための送液口116が操作部102に設けられている。また、操作部102には、送気・送水操作をするための送気・送水ボタン118、吸引操作をするための吸引ボタン120がそれぞれ連設されている。なお、上記の送液口116は、使用時の利便性、使い易さから、通常では、処置具導入口114から挿入部104の先端側を見る方向に対して、操作部102の左側に設置されることが好ましい。

40

【0020】

次に、本実施の形態に係る内視鏡100の構成の特徴について、図面を使用しながら説明する。図2は、本実施の形態に係る内視鏡100の部分断面図であり、図3は、図2のA部の拡大図である。なお、図2は、内視鏡100に備わる吸引機構に関する説明のための図であるので、内視鏡100に備わる送気・送水機構、観察機構、照明機構等の他の機構に備わる各構成要素に関しては、省略されている。

【0021】

図2に示すように、内視鏡100の挿入部104内には、鉗子等の処置具を誘導するための処置具挿通用管路122が、操作部102から挿入部104の先端に至るまで設けら

50

れている。また、この処置具挿通用管路 1 2 2 は、不図示の吸引ポンプと接続される不図示のコネクタ部から延出されるユニバーサルコード 1 0 6 内に設けられたコネクタ部側吸引用管路 1 2 4 と、接続部材 1 2 6 及び不図示の吸引用バルブ等を介して操作部 1 0 2 に備わる吸引用管路 1 2 8 と接続されることにより、処置時に体液等を吸引する吸引機構の一部となる吸引用チャンネルとしても利用される。また、挿入部 1 0 4 に備わる処置具挿通用管路 1 2 2 と操作部 1 0 2 に備わる処置具導入口 1 1 4 から延出される処置具導入用管路 1 3 0 及び吸引用管路 1 2 8 を接続するため、これらの間には、三股状に分岐した 3 つの通路を形成した三股状の連結用の分岐ブロック部材である分岐部 1 3 2 が設けられている。

【0022】

そして、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 の操作部 1 0 2 には、内視鏡検査時に被検査体への洗浄水の送水や色素散布を実行するための送液口 1 1 6 から延出される送液用管路 1 3 4 が分岐部 1 3 2 に接続されて設けられている。この送液用管路 1 3 4 が分岐部 1 3 2 を介して挿入部 1 0 4 に配設されている処置具挿通用管路 1 2 2 と接続されているので、吸引用チャンネルとしても使用される処置具挿通用管路 1 2 2 が被検査体への洗浄水の送水や色素散布を実行するための送液用チャンネルとして使用することができる。換言すると、挿入部 1 0 4 内に配設される処置具挿通用管路 1 2 2 は、内視鏡検査時において、鉗子等の処置具を挿通させるための処置具挿通用チャンネルとしてだけでなく、処置時に体液等を吸引する吸引機構の一部となる吸引用チャンネル、及び被検査体への洗浄水の送水や色素散布を実行するための送液用チャンネルとして使用可能になる。

【0023】

次に、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 に備わる送液用管路 1 3 4 の分岐部 1 3 2 への接続部位の詳細について、図面を使用しながら説明する。図 3 は、図 2 の A 部の拡大図であり、送液用管路 1 3 4 の分岐部 1 3 2 への接続部位の部分断面図である。送液用管路 1 3 4 は、図 3 に示すように、処置具導入口 1 1 4 から延出される処置具導入用管路 1 2 6 より操作部 1 0 2 の先端側で分岐部 1 3 2 に接続されている。換言すると、送液用管路 1 3 4 は、分岐部 1 3 2 を介して処置具挿通用管路 1 2 2 へ接続されている。

【0024】

また、送液用管路 1 3 4 は、この送液用管路 1 3 4 の送液方向が処置具挿通用管路 1 2 2 の先端側に向かう方向に対してなす角度 α が 90 度以下、すなわち鋭角となるように分岐部 1 3 2 へ接続されている。このような構成とすることにより、送液口 1 1 6 から送水された洗浄液等は、送液用管路 1 3 4 から接続部 1 3 2 を介して処置具挿通用管路 1 2 2 の先端側に効率よく送液できるようになる。なお、送液口 1 1 6 には、ゴム等で形成された弁部 1 1 6 a が設けられているので、鉗子等の処置具を挿入していないときは、送液口 1 1 6 が弁部 1 1 6 a により閉口された状態となり、処置具を挿入すると送液口 1 1 6 が開口されるようになる。

【0025】

次に、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 を使用したときの動作について図面を使用しながら説明する。図 4 は、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 を使用したときの動作説明図であり、(a) は、送液口 1 1 6 から洗浄液を送液するときの状態を示す図であり、(b) は、送液口 1 1 6 から送液後の洗浄液の流水状態を示す図である。

【0026】

上述したように、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 の操作部 1 0 4 に備わる送液口 1 1 6 から延出される送液用管路 1 3 4 は、処置具導入口 1 1 4 から延出される処置具導入用管路 1 3 0 より分岐部 1 3 2 を介して操作部 1 0 4 の先端側で処置具挿通用管路 1 2 2 へ接続され、かつ送液用管路 1 3 4 の送液方向が処置具挿通用管路 1 2 2 の先端側に向かう方向に対して鋭角をなし、換言すると送液用管路 1 3 4 の送液方向が吸引用管路 1 2 4 からの吸引方向と鈍角をなしている。このような構成とすることにより、例えば洗浄液注入手段 1 3 6 で送液口 1 1 6 から洗浄液を注入した場合、送液用管路 1 3 4 を伝った洗浄液は、吸引用管路 1 2 4 及び処置具導入用管路 1 3 0 側に逆流することなく、効率的に処置

10

20

30

40

50

具挿通用管路 1 2 2 の先端側に向かって送液される。

【 0 0 2 7 】

このため、図 4 (a) に示すように、鉗子等の処置具 1 3 8 を処置具導入口 1 1 4 から挿入している最中に洗浄液を送液しても、図 4 (b) に示すように、送液用管路 1 3 4 を伝った洗浄液は、処置具導入用管路 1 3 0 側に逆流しないで挿入部 1 0 2 に配設された処置具挿通用管路 1 2 2 側に送液されるようになる。このため、処置具 1 3 8 を使用することにより、処置具導入口 1 1 4 が開口された状態になっていたとしても、洗浄液が処置具導入口 1 1 4 から溢れ出すことを未然に防ぐことが可能になる。すなわち、処置具 1 3 8 を使用中に送液しても、送水された洗浄液が処置具導入用管路 1 3 0 を伝って処置具導入口 1 1 4 側に逆流することなく、十分に挿入部 1 0 2 に備わる処置具挿通用管路 1 2 2 を介して、挿入部 1 0 2 の先端側に送液することができるようになる。

【 0 0 2 8 】

次に、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 に備わる処置具挿通用管路 1 2 2 に接続される処置具導入用管路 1 3 0 と送液用管路 1 3 4 の好適な位置関係について、図面を使用しながら説明する。図 5 は、本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 に備わる処置具挿通用管路 1 2 2 に接続される処置具導入用管路 1 3 0 と送液用管路 1 3 4 の位置関係を説明するための図であり、挿入部 1 0 4 の先端側から処置具導入用管路 1 3 0 に接続される処置具導入用管路 1 3 0 と送液用管路 1 3 4 の接続状態を見た正面図である。なお、図 5 においては、内視鏡 1 0 0 に備わる処置具挿通用管路 1 2 2 に接続される処置具導入用管路 1 3 0 と送液用管路 1 3 4 の位置関係を説明するために、処置具挿通用管路 1 2 2、処置具導入用管路 1 3 0、及び送液用管路 1 3 4 を簡略化して表記し、これら以外の内視鏡 1 0 0 の構成要素に関しては、省略している。

【 0 0 2 9 】

本実施の形態に係る内視鏡 1 0 0 の操作部 1 0 2 に設けられる送液用管路 1 3 4 は、処置具導入用管路 1 3 0 と処置具挿通用管路 1 2 2 の周方向に対して鋭角をなす角度となる位置で、処置具挿通用管路 1 2 2 と接続されている。換言すると、挿入部 1 0 4 の先端側から処置具導入用管路 1 3 0 に接続される処置具導入用管路 1 3 0 と送液用管路 1 3 4 の接続状態を見ると、処置具導入用管路 1 3 0 の中心線 L 1 0 と送液用管路 1 3 4 の中心線 L 2 0 となす角度は、90 度以下すなわち鋭角をなすようにして、処置具導入用管路 1 3 0 及び送液用管路 1 3 4 は、処置具挿通用管路 1 2 2 と分岐部（図 5 では、省略）を介して接続されている。

【 0 0 3 0 】

このような条件で送液用管路 1 3 4 が処置具挿通用管路 1 2 2 と分岐部を介して接続されていれば、送液用管路 1 3 4 の位置は、図 5 に示すように処置具導入用管路 1 3 0 に対して左側（図 5 における 1 3 4 a）に位置していても、右側（図 5 における 1 3 4 b）に位置していてもよい。ただし、前述したように送液用管路 1 3 4 の操作部 1 0 2 側への開口部となる送液口 1 1 6 が使用時の利便性、使い易さから、通常では、処置具導入口 1 1 4 から挿入部 1 0 4 の先端側を見る方向に対して、操作部 1 0 2 の左側に設置されることが好ましい、換言すると、図 5 においては、処置具導入用管路 1 3 0 に対して右側（図 5 における 1 3 4、1 3 4 b）に位置している方が好ましい。

【 0 0 3 1 】

このような構成とすることにより、処置具導入口 1 1 6 から処置具を挿入して処置具挿通用管路 1 2 2 へ挿通させる際に、送液用管路 1 3 4 と処置具挿通用管路 1 2 2 との接続部位の内側に形成される凹部に処置具が引っかからなくなるので、処置具を使用しながらの内視鏡検査における作業効率の低下を防止できる。

【 0 0 3 2 】

以上、添付図面を参照しながら本発明の好適な実施形態について説明したが、本発明は係る例に限定されないことは言うまでもない。当業者であれば、特許請求の範囲に記載された範疇内において、各種の変更例または修正例に想到し得ることは明らかであり、それらについても当然に本発明の技術的範囲に属するものと了解される。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 3 】

例えば、第 1 の実施の形態では、送液用管路は、処置具導入用管路と分岐部との接続部位よりも先端部側の位置に有する部位で同一の分岐部と接続されているが、送液用管路が処置具導入用管路より先端部側の位置となる部位で処置具挿通用管路に接続され、かつ送液用管路の送液方向が処置具挿通用管路の先端側に向かう方向に対して鋭角をなすように構成されていれば、同一の分岐部を介して処置具挿通用管路に接続されなくても、上記の第 1 の実施の形態の内視鏡と同様の効果が得られる。

【産業上の利用可能性】

【 0 0 3 4 】

本発明は、送液用管路を備える内視鏡に適用可能であり、特に医療用に使用される内視鏡の操作部内の管路構造に適用可能である。 10

【図面の簡単な説明】

【 0 0 3 5 】

【図 1】図 1 は、本発明の第 1 の実施の形態に係る内視鏡の全体構成図である。

【図 2】図 2 は、同実施の形態に係る内視鏡の部分断面図である。

【図 3】図 3 は、図 2 の A 部の拡大図である。

【図 4】図 4 は、同実施の形態に係る内視鏡を使用したときの動作説明図であり、(a) は、送液口から洗浄液を送液するときの状態を示す図であり、(b) は、送液口から送液後の洗浄液の流水状態を示す図である。

【図 5】図 5 は、同実施の形態に係る内視鏡に備わる処置具挿通用管路に接続される処置具導入用管路と送液用管路の位置関係を説明するための図であり、挿入部の先端側から処置具導入用管路に接続される処置具導入用管路と送液用管路の接続状態を見た正面図である。 20

【図 6】図 6 は、従来の送液管路を備えた内視鏡を使用したときの動作説明図であり、(a) は、送液口から洗浄液を送液するときの状態を示す図であり、(b) は、送液口から送液後の洗浄液の流水状態を示す図である。

【符号の説明】

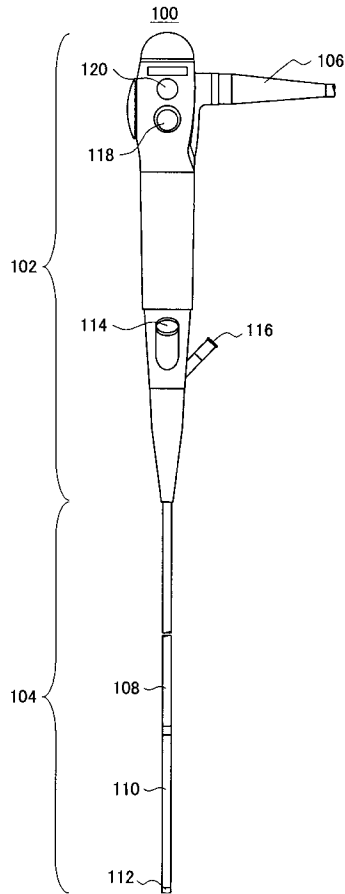
【 0 0 3 6 】

1 0 0	内視鏡
1 0 2	操作部
1 0 4	挿入部
1 0 6	ユニバーサルコード
1 0 8	導入部
1 1 0	湾曲部
1 1 2	先端部
1 1 4	処置具導入口
1 1 6	送液口
1 1 8	送気・送水ボタン
1 2 0	吸引ボタン
1 2 2	処置具挿通用管路
1 2 4	コネクタ部側吸引用管路
1 2 6	接続部材
1 2 8	吸引用管路
1 3 0	処置具導入用管路
1 3 2	分岐部
1 3 4	送液用管路
1 3 6	洗浄液注入手段
1 3 8	処置具

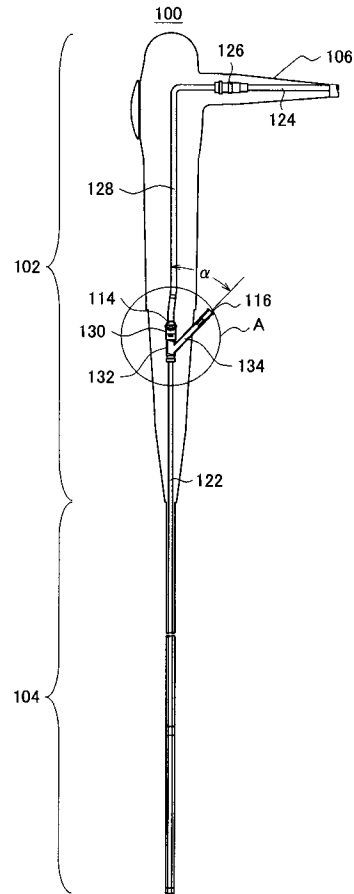
30

40

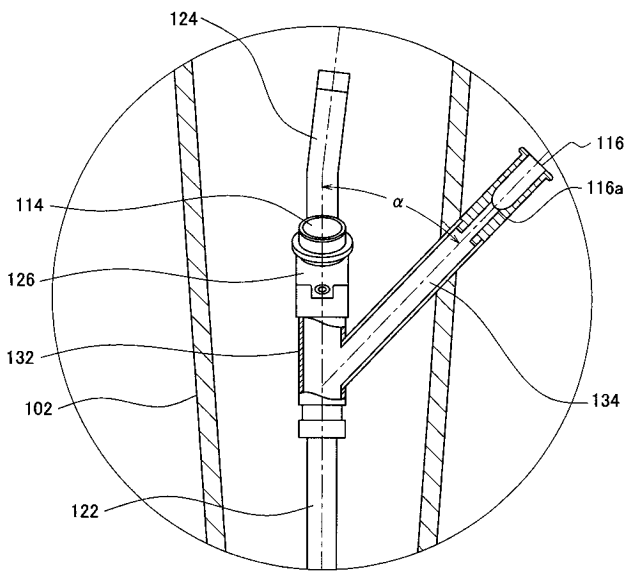
【図 1】



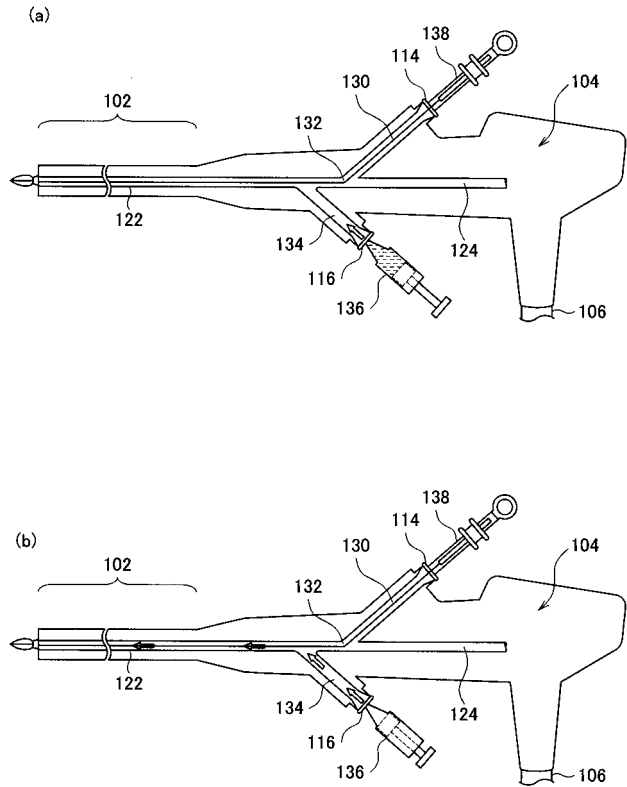
【図 2】



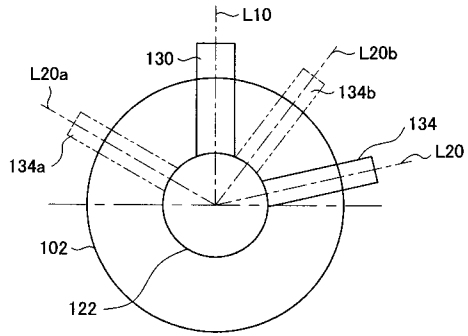
【図 3】



【図 4】

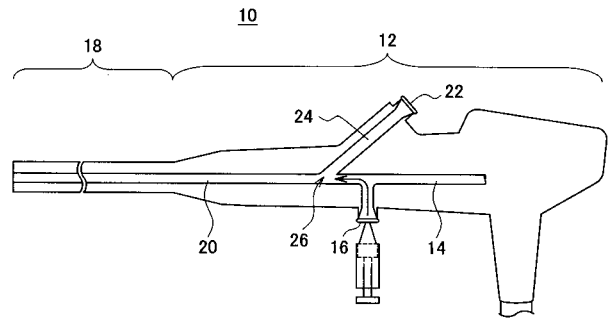


【 図 5 】

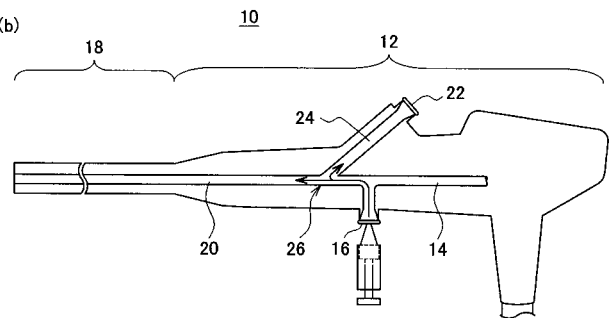


【 図 6 】

(a)



(b)



专利名称(译)	内窥镜和内窥镜的导管结构		
公开(公告)号	JP2005185522A	公开(公告)日	2005-07-14
申请号	JP2003430783	申请日	2003-12-25
[标]申请(专利权)人(译)	富士写真光机株式会社		
申请(专利权)人(译)	富士公司		
[标]发明人	大谷津昌行		
发明人	大谷津 昌行		
IPC分类号	G02B23/24 A61B1/00		
FI分类号	A61B1/00.330.B G02B23/24.A A61B1/012.511 A61B1/018.511 A61B1/018.512		
F-TERM分类号	2H040/DA56 2H040/DA57 4C061/FF42 4C061/FF43 4C061/JJ06 4C161/FF42 4C161/FF43 4C161/JJ06		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

解决的问题：提供一种内窥镜，即使在使用处置器具的情况下，也能够将供给到处置器具导入口侧的清洗液不倒流到插入部侧。内窥镜（100）包括：插入到体腔内的插入部（104）；以及对插入部进行弯曲操作的操作部（102），该操作部（102）是配置在该插入部内的处置器械插入管。通道122，从设置在操作单元中的治疗仪器引入口114延伸并连接到治疗仪器插入管的治疗仪器引入导管130，以及设置在操作单元中的液体排出口。在包括从116延伸的液体输送导管134的内窥镜中，液体输送导管从治疗仪器引入导管连接到操作部的远端侧上的治疗仪器插入导管，此外，液体输送导管的液体输送方向相对于朝向处置器械插入导管的前端侧的方向成锐角。[选择图]图2

